

推進の基盤 仙台版防災教育の充実

- ① 災害発生時に、自分の命を守り、安全を確保する自助の力、そして、災害後の対応や地域の復興に協力し参画する共助の力を育むことを目指し、各校の具体的な「目指す児童生徒の姿」を防災教育の目標に掲げて取り組む。
- ② 児童生徒に身に付けさせる防災対応力は、平常時における「防災」と、災害時における「災害対応」の双方の力を意味するものである。両者は不可分なものであり、二つの視点を踏まえて指導や活動の内容を構成していく。

1 仙台版防災教育の基本的な考え方

仙台版防災教育とは、自分の命を守り、安全を確保する自助の力、そして災害の対応や地域の復興に協力し参画する共助の力を児童生徒に育むことを目指し、実施するものである。防災対応力を育むために学校・地域の実態に応じて、各教科等の防災にかかわる指導内容を相互に関連付けた年間指導計画を作成し、教育活動を展開、効果を検証する。

仙台版防災教育の充実のために、平成27年度からは、1年間で区ごとに約5～6校ずつを指定し、平成32年度までの6年間で、市内すべての小中学校が研究推進取組発表校になる。

○**防災対応力の構成要素** 防災対応力の基盤的な構成要素は「知識」・「技能」・「態度」である。それらは各教科・領域において育まれて融合し、児童生徒の実践的な思考力や判断力、そして、臨機応変な行動力となる。

教育課程における防災教育は、教科や領域の特質から、概ね三つに区分される。年間の指導における各構成要素のバランスに配慮しつつ、個々の授業や活動においては、ねらいを焦点化して取り組むことが大切である。

① 「知識」 主に教科・総合

- 防災や災害に関する周辺のまたは基礎的な知識等の指導を行う。
- 教科本来の指導を基本としつつ、例えば、社会、理科、保健体育、技術・家庭などにおいて、防災に関連する内容を含む単元の指導に“防災色”を付加する。
- 総合においては、例えば、防災のための安全な町づくりとその取組などに関する探究的な学習を通して行う。
- 時数管理上は、教科・総合であるが、防災教育の総時数に含める。

② 「技能」 主に特別活動・総合

- 防災や災害に関する直接的な内容の指導を行う。
- 例えば、避難訓練、救急救護訓練、危険予知や回避・災害発生時の避難や防護の方法に関する学習、地域ハザードマップ作成や屋内外の危険箇所調べなど。
- 時数管理上は、特別活動・総合であるが、防災教育の総時数に含める。

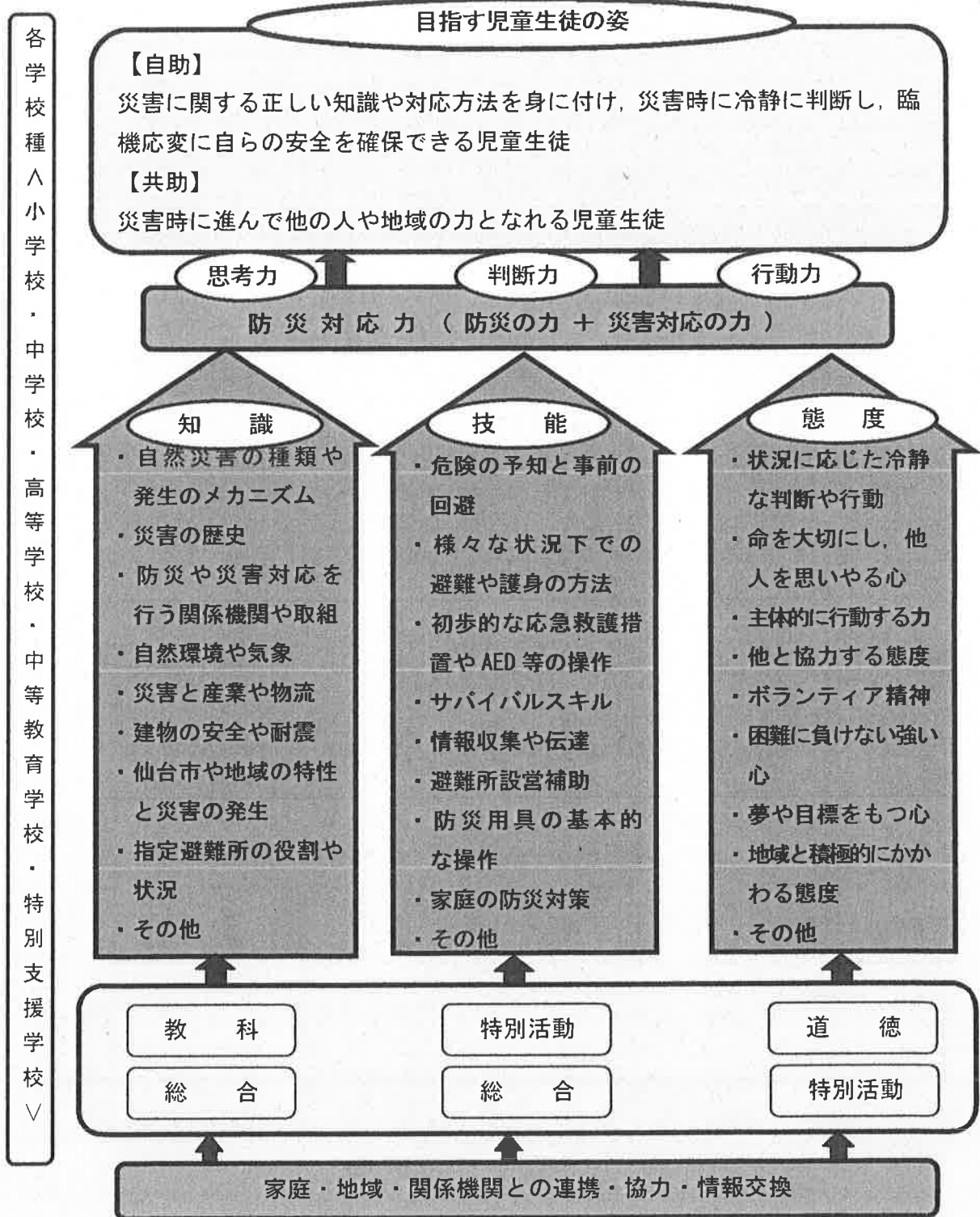
③ 「態度」 主に道徳・特別活動

- 防災や災害とは必ずしも直接的には関連しないが、災害発生時などに人として取るべき行動の根底となる心や態度を培う間接的な指導を行う。

- 例えば、道徳の時間における集団や社会とのかかわりに関する指導や、特別活動における地域清掃ボランティア、老人施設訪問、異年齢集団活動など。
- 時数管理上は、道徳については、防災教育の総時数に含める。特別活動については、防災教育の総時数に含めることにはなじまない内容もある。

2 仙台版防災教育の全体像

防災教育は、発達段階に応じて、関連する教科・領域における直接的・間接的な指導を通して展開される。児童生徒の知識・技能・態度の育成により防災対応力（思考力、判断力、行動力）を育み、災害時に自他のために適確に行動できる力を身に付けさせることを目指すものである。



Ⅱ 平成28年度 「杜の都の学校教育」の推進の基盤

3 主な施策と学校での取組

【市教委の施策】

(1) 各校の年間指導計画の改善の視点の提示

新たな防災教育モデル校(平成24～26年度)の取組を踏まえた年間指導計画改善の視点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地域や児童生徒の実態に応じた指導計画の改善② 単発のイベント型だけではなく、通常の教育課程を基盤とした継続的な実践③ 教科・領域本来の指導に防災教育を重ねる工夫④ 防災教育として位置付けることができる教科や単元の選択と、その適切性の確認 |
|---|

(2) 各校の年間指導計画改善の推進

- ・防災主任研修会と各地区防災教育研究協議会との連携を図り、事例研究やグループ 討議等によって、各校の仙台版防災教育の年間指導計画改善の推進を図る。
- ・研究推進取組発表校による、学校・地域の実態に応じた年間指導計画を基にした実践や児童・生徒の変容についての発表から、各校の年間指導計画の改善を推進する。
- ・研究開発校七郷小学校「防災安全科」の学校カリキュラムを、各校が教科横断的に作成している防災教育カリキュラムの参考にできるように、情報提供を行う。

(3) 仙台版防災教育副読本の活用の推進

東日本大震災から5年を経過し、復興状況の変化や学習者の震災体験時の違いが生じる中、児童生徒に災害に関する正しい知識や防災対応力を身に付けさせるためには、仙台版防災教育副読本を活用した授業の充実を図ることが大切である。

【学校の取組】

学校・地域の実態に応じた年間指導計画の作成・実施・検証

防災に関する各教科等の関連した内容を洗い出し、各校が学校・地域の実態に応じて、目指す児童生徒像を明らかにした年間指導計画を作成し、教育活動を展開、知見を検証する。

< 年間指導計画作成上の留意点 >

○**防災教育の指導時数** 各学校で教育課程のどの部分を防災教育として位置付けるかに拠る。学校の教育活動全般を防災の観点から広く見直し、防災教育として再構築することが、まず重要である。

○**発達段階に応じた指導** 小学校、中学校、高等学校等それぞれにおいて、防災教育の完結を目指すことを基本とする。すなわち、学校種によって指導内容を分けて段階的に積み重ねていくのではなく、同一指導事項でも学校種が上がれば発達段階に応じて指導や活動の広がりや深まりが増していくこととなる。ただし、同一校種内における学年間の指導に系統性や発展性をもたせることは必要である。

○**局所的災害の指導** 大雨による河川の氾濫や道路の冠水、倒木、地滑り、土砂崩れ、雷、竜巻等の災害は局所的に発生する。児童生徒が日常の生活地域外で遭遇する可能性のある災害についても、幅広い防災対応力を育てていく必要がある。

○多様な訓練の工夫 児童生徒の実践的な対応力を向上させるためには、休み時間等の様々な時間帯や場所を想定した避難訓練，集団下校訓練，引渡し訓練や，地域版避難所運営マニュアルによる合同防災訓練など，多様な訓練を計画的に実施する必要がある。

○小小・小中，保護者や地域と連携した取組の工夫 防災に関する授業，合同防災訓練，ボランティア活動など学区内の小小・小中，保護者や地域と連携した活動を防災教育に関連させて実施することも考えられる。

4 防災教育実施上の留意点

○【地域とともに歩む学校づくりの推進】 学校と地域の平素からの信頼関係やつながりは，災害時の大きな力となる。例えば，授業参観時に，保護者だけではなく地域住民も対象としている学校も多いが，地域防災の視点からも，学校や授業の公開に努め，互いに顔の見える関係づくりを推進していくべきである。

○【家庭訪問の見直し】 震災時，児童生徒の最終的な安否確認を家庭訪問によって行った事例が多く報告されている。また，授業再開日を知らせるプリントを各家庭へポストイングした学校もある。各家庭や地域の環境や実態，危険箇所などを教職員が把握しておくことは，防災上からも必要なことである。近年，家庭訪問を希望制にしたり，面談に切り替えたりする学校も見られるが，家庭訪問の意義や目的を再度見直す必要がある。

○【居住地校交流の推進】 特別支援学校に通学している児童生徒が在宅時に災害が発生した場合は，近隣の小・中学校に避難する可能性がある。居住地校交流などの機会を有効に活用し，児童生徒が互いに理解し，助け合える心の環境を醸成しておく必要がある。

仙台版防災教育に関するHP 公開資料 ※仙台市教育センターHPに掲載

○平成24～26年度 新たな学校防災教育推進協議会の取組

○平成26年度 新たな防災教育モデル校 年間指導計画

○平成27年度 新たな防災教育 研究推進取組発表校 発表会資料

○仙台版防災教育副読本について